歴史的風土保存計画変更(案)

平成 2 8 年 8 月 2 9 日

歷史的風土保存計画変更(案)新旧対照表

(1)	京都市歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	1 ~ P.	2
(2)	奈良市歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	3 ∼ P.	4
(3)	鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	5 ∼ P.	6
(4)	天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	7 ∼ P.	8
(5)	奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	9 ∼ P.	10
(6)	明日香村歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	11 ~ P.	12
(7)	大津市歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表	P.	13 ∼ P.	14

京都市歴史的風土保存計画変更(案)(新旧対照表)

変更 (案)

八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。

首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上 重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴 史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等 を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、 特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(14) (略)

2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その 他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について 普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存 に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。

現行

八世紀の末、桓武天皇が長岡よりこの地に遷都し、政治の中心となるとともに、王朝文化の華が開いた。

首都として千有余年の間繁栄し、数多くの歴史上 重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴 史的資産の大半は山麓に集中し、東山、西山、北山等 を背景にして、恵まれた自然的環境と一体をなして、 特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案の上、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等及びこれらと一体となる自然的環境の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(14) (略)

変更 (案) 現行 3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項 歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するた め、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下 草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を <u>行うものとする。</u> 関係地方公共団体は、古都における良好な景観の 形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし て良好な景観を形成している区域について、必要に 応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せ て活用するものとする。 二・三・四 (略) 二・三・四 (略)

奈良市歴史的風土保存計画変更(案)(新旧対照表)

変更 (案)

八世紀の始め、飛鳥藤原宮より平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社寺を中心に繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

1)歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その 他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について 普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存 に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。

現行

八世紀の始め、飛鳥藤原宮より平城京に遷都後、都市としての形態を整えた奈良は、その後大社寺を中心に繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これら資産の大半は、東・西・北方のなだらかな丘陵地を背景に自然的環境と一体をなして特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(3) (略)

変更 (案) 現行 3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項 歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するた め、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下 草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を 行うものとする。 関係地方公共団体は、古都における良好な景観の 形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし て良好な景観を形成している区域について、必要に 応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せ て活用するものとする。 二・三・四 (略) 二・三・四 (略)

鎌倉市及び逗子市歴史的風土保存計画変更 (案) (新旧対照表)

変更 (案)

十二世紀の末、源頼朝が天然の険要の地として武 家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁 栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として 発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化 的資産を伝えている。

これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と 一体をなして特色のある歴史的風土を形成してい る。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その 他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について 普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存 に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動への利活用を促進

現行

十二世紀の末、源頼朝が天然の険要の地として武 家政治の基礎を築いた鎌倉は、政治の中心として繁 栄し、鎌倉及び室町時代を通じ、文化の枢要地として 発展し、現代に至るまで数多くの歴史上重要な文化 的資産を伝えている。

これらの資産の大半は、背後丘陵の自然的環境と 一体をなして特色のある歴史的風土を形成してい る。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

変更(案)	現行
<u>するものとする。</u>	
3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項	
歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するた	
め、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下	
草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を	
行うものとする。	
関係地方公共団体は、古都における良好な景観の	
形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし	
て良好な景観を形成している区域について、必要に	
応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せ	
て活用するものとする。	
また、急傾斜地等における土砂崩壊や落石の防止	
等の措置を講ずる際は、周辺の景観との調和に十分	
配慮するものとする。	
二・三・四 (略)	二・三・四 (略)

天理市、橿原市及び桜井市歴史的風土保存計画変更(案)(新旧対照表)

変更 (案)

八世紀の初め、飛鳥藤原京より平城京に遷都するまで、この地域は長期にわたりわが国古代の政治、文化の中心として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの資産の大半は東、南の山陵を背景にまた、 これをとりまく田園の自然的環境と一体をなして特 色ある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) \sim (4) (略)

2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その 他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について 普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存 に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。

現行

八世紀の初め、飛鳥藤原京より平城京に遷都するまで、この地域は長期にわたりわが国古代の政治、文化の中心として繁栄し、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの資産の大半は東、南の山陵を背景にまた、 これをとりまく田園の自然的環境と一体をなして特 色ある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制に当たっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響を及ぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1) \sim (4) (略)

変更 (案) 現行 3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項 歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するた め、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下 草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を 行うものとする。 関係地方公共団体は、古都における良好な景観の 形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし て良好な景観を形成している区域について、必要に 応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せ て活用するものとする。 二・三・四 二・三・四 (略) (略)

奈良県生駒郡斑鳩町歴史的風土保存計画変更 (案) (新旧対照表)

変更 (案)

六世紀から七世紀の初めにかけて、聖徳太子がこの地において数々の政治上の業績を残し飛鳥時代の文化がさかえ、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産は矢田山系を中心とした周辺の自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

1)歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(略)

2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その 他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について 普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存 に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。

現行

六世紀から七世紀の初めにかけて、聖徳太子がこの地において数々の政治上の業績を残し飛鳥時代の文化がさかえ、数多くの歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。これらの歴史的資産は矢田山系を中心とした周辺の自然的環境と一体をなして、特色のある歴史的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類および規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(略)

変更 (案) 現行 3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項 歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するた め、必要に応じ、樹林の適切な伐採・間伐、下草刈り、 病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うもの とする。 関係地方公共団体は、古都における良好な景観の 形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし て良好な景観を形成している区域について、必要に 応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せ て活用するものとする。 二・三・四 (略) 二・三・四 (略)

明日香村歴史的風土保存計画変更(案)(新旧対照表)

変更 (案)

奈良県高市郡明日香村(以下「明日香村」という。)は、大化の改新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的な地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配意しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

一•二 (略)

三 歴史的風土の保存に配意した土地利用に関する 事項

明日香村の土地利用を定めるに当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画による土地利用計画の現状を前提とし、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土が将来にわたって良好に維持保存されるように、これらの土地利用計画を有効に活用するとともに、次の事項に配意するものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 都市計画法による風致地区については、これが 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置 法(以下「古都保存法」という。)による建築行為 等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために 果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うもの とする。併せて、良好な景観の形成を図るため、必 要に応じ、景観法に基づく措置等を活用するもの とする。 現行

奈良県高市郡明日香村(以下「明日香村」という。)は、大化の改新を経て我が国の律令国家体制が初めて形成された時代の政治の中心的な地域であるとともに、飛鳥文化が開花した時代の舞台となった地域である。このため、明日香村の全域にわたって宮跡、寺跡、古墳等の遺跡、万葉集にうたわれた著名な地形・地物等の重要な歴史的文化的遺産が数多く存在し、これらが周囲の環境と一体をなして、他に類例を見ない極めて貴重な歴史的風土を形成している。この極めて貴重な歴史的風土の中において住民生活が営まれていることにかんがみ、歴史的風土の保存と住民生活の安定及び農林業等産業の振興との調和に十分配意しつつ、明日香村における歴史的風土が将来にわたっても良好に保存されるようにこの計画を定めるものとする。

一•二 (略)

三 歴史的風土の保存に配意した土地利用に関する 事項

明日香村の土地利用を定めるに当たっては、国土利用計画、土地利用基本計画、都市計画、農業振興地域整備計画及び地域森林計画による土地利用計画の現状を前提とし、住民生活との調和を図りつつ明日香村における歴史的風土が将来にわたって良好に維持保存されるように、これらの土地利用計画を有効に活用するとともに、次の事項に配意するものとする。

(1) • (2) (略)

(3) 都市計画法による風致地区については、これが 古都における歴史的風土の保存に関する特別措置 法(以下「古都保存法」という。)による建築行為 等の規制とあいまって歴史的風土の保存のために 果たす意義にかんがみ、必要な見直しを行うもの とする。 変更 (案)

四•五 (略)

六 一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土 の維持保存に関し特に必要と認められる事項

一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴 史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配 意するものとする。

- (1) (略)
- (2) 国は、明日香村における歴史的風土及び文化財の保存及び活用に資するため、国営飛鳥<u>・平城宮跡</u>歴史公園の整備を進めるものとする。
- (3) (略)
- (4) 国、奈良県及び明日香村は、<u>古都</u>飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。
- (5) 国、奈良県及び明日香村は、地域住民、企業、その他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。
- (6) 奈良県及び明日香村は、自然的環境の保存、維持、回復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととする。この際、必要に応じ、自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。
- (7) 自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林 の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病害虫や野 生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。

現行

四•五 (略)

六 一から五までに掲げるもののほか、歴史的風土 の維持保存に関し特に必要と認められる事項

一から五までに掲げるもののほか、明日香村の歴 史的風土の維持保存を図るため、特に次の事項に配 意するものとする。

- (1) (略)
- (2) 国は、明日香村における歴史的風土及び文化財 の保存及び活用に資するため、国営飛鳥歴史公園 の整備を進めるものとする。
- (3) (略)
- (4) 国、奈良県及び明日香村は、飛鳥保存財団の協力を得て、遺跡等に対して国民が史実に基づいた正しい理解を深めるとともに、明日香村の歴史的風土及び文化財の保存並びに農林業の維持振興に対して明日香村を訪れる人々の積極的な協力が得られるよう、努めるものとする。

大津市歴史的風土保存計画変更(案)新旧対照表

変更(案)

大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺(後の延暦 寺)、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時 代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の 指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏 教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中 頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体 制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重 要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する 数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資 産を現代に伝えている。

これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、 音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵 まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史 的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

1) 歴史的風土保存区域内における行為の規制

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

2) 歴史的風土の維持保存に関する普及啓発及び多様な主体との協働等

国及び関係地方公共団体は、地域住民、企業、その 他国民に対し、当該歴史的風土の維持保存について 普及啓発すること等により、歴史的風土の維持保存 に向けた意識の醸成と向上に努めるものとする。

関係地方公共団体は、自然的環境の保存、維持、回 復等の活動を目的とする市民団体等多様な主体と協 働して歴史的風土の維持保存に取り組むこととす 現行

大津市は、八世紀に石山寺、比叡山寺(後の延暦寺)、園城寺などの寺院が相次いで創設され、平安時代以降仏都として栄えるとともに、後の中世仏教の指導者を数多く輩出するなど、今日までわが国の仏教文化の中心地として繁栄してきた。また、七世紀中頃に天智天皇が遷都した近江大津宮は、律令国家体制への転換を象徴する都であり、わが国の歴史上重要な地位を占めている。市内にはこれらに関連する数多くの社寺や史跡が存し、歴史上重要な文化的資産を現代に伝えている。

これらの歴史的資産の大半は、比叡山から長等山、 音羽山、さらに伽藍山へと西方に連なる山並みの恵 まれた自然的環境と一体をなして、特色のある歴史 的風土を形成している。

一 歴史的風土保存区域内における行為の規制その 他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内における行為の規制にあたっては、歴史的風土の特性に応じ、当該行為地の自然的環境と当該行為の種類及び規模を勘案のうえ、歴史的風土に影響をおよぼすおそれのある行為はこれを規制するものとする。なお、その他必要に応じ、歴史上意義を有する建造物、遺跡等の維持保全等、歴史的風土の積極的保存を講ずるものとする。

地区別の歴史的風土の特性に応ずる行為の規制の大綱は次のとおりとする。

(1)~(5) (略)

変更(案) 現行

る。この際、必要に応じ、歴史的風土保存区域内の自然的環境の保存等の活動を適正かつ確実に行うことができる団体を指定し、必要な情報提供、助言等を行うことにより、これらの団体の活動を促進するものとする。また、歴史的風土保存区域内の自然的環境について、その保存活動への多様な主体の参画を促すため、自然環境学習等の教育活動や農林業体験活動への利活用を促進するものとする。

3) その他歴史的風土の維持保存に関する事項

歴史的風土保存区域内の自然的環境を維持するため、必要に応じ、樹林の適切な伐採・更新、間伐、下草刈り、病害虫や野生鳥獣による被害への対策等を行うものとする。

関係地方公共団体は、古都における良好な景観の 形成を図るため、歴史的風土保存区域と一体をなし て良好な景観を形成している区域について、必要に 応じ、風致地区制度や景観法に基づく措置等を併せ て活用するものとする。

二・三・四 (略)

二·三·四 (略)